

「合法木材等供給事業者認定申請書」の作成・提出について

<p>1. 申請書の様式及び記入方法等</p> <p>(1) 創業年 従業員数：(例) 1952年(昭和27年) ○○名（西暦も記入してください。）</p> <p>(2) (継続の申請書表紙) 4の合法木材取扱実績量は、合法性の証明を行って出荷した数量を、記入してください。従って、合法材の出荷であっても、合法材であることを、明記しないで出荷した木材数量は含みません。（新規の申請書には、該当項目はありません。）</p> <p>(3) (別紙1) 取り扱う木材、木製品の主要品目、年間取扱数量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の実績と主な製品、部材名を記入する。 ・外材を取り扱う場合は、輸入先の国名と樹種名を記入する。 <p>(4) (別紙2) 事務所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(例) を参考に自社に合うように建物・施設の配置図を作成する。 ・合法木材及び合法製品の置場所を明示するとともに、標識を設置する。 標識は、現地調査日に確認します。 ・既存の図面があれば代用してよい。 <p>(5) (別紙3) 分別管理及び書類管理方針書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(例) を参考に自社に合うように方針書を作成する。継続申請において前回申請時の管理方針書から変更なき場合も前回の方針書を添付する。 <p>(6) 協同組合に加入している場合は、協同組合理事長の推薦書を添付する。 (別記第1～3号様式)</p>									
<p>2.経費（消費税を含む）について</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">認定手数料</td> <td style="text-align: right;">11,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">維持費</td> <td style="text-align: right;">39,600 円</td> <td style="text-align: right;">(13,200×3年)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">現地調査旅費</td> <td style="text-align: right;">実費</td> <td></td> </tr> </table>	認定手数料	11,000 円		維持費	39,600 円	(13,200×3年)	現地調査旅費	実費	
認定手数料	11,000 円								
維持費	39,600 円	(13,200×3年)							
現地調査旅費	実費								
<p>3. 申請日の記入は、鉛筆での記入とするか、又は記入しないでください。</p>									
<p>4. 合法木材供給事業者は 木材業者登録が義務付けられています。 未登録の場合は 必ず、木材業者登録申請を行ってください。</p>									

○合法木材事業者申請は、必要事項を記入の上 F a xにての申請で結構です。

申請書を受領後 調査日を、県木連副会長 藤沢から連絡させていただきます。

なお、調査日には、更新申請の場合は、押印済の申請書表紙原本と入出荷伝票または伐採届等の合法性証明の記載のある書類のコピーをご用意ください。新規申請の場合も入出荷伝票等の書類のコピーを、をご用意ください。（コピーは1部で結構ですが、できれば合法材証明又は、県産材証明の記載のあるものをお願いします。）

○合法木材の証明制度は、県外産、外材を対象として県木連の認定を得て事業者が行う方法と、県産材を対象に県に推進事業者を登録し、その事業者が「ぎふ証明材」として証明する2通りの方法があります。

ついては、申請書作成の前に、どの方法で申請するか検討してください。なお、不明な点は県木連に問い合わせてください。

合法木材等供給事業者認定委員会
事務局 岐阜県木材協同組合連合会
担当：藤沢 茂・田中 佐企